

## 見積合わせ案件

|           |  |
|-----------|--|
| 業務名       | 令和4年度次世代地域産業推進事業<br>＜人間拡張技術等を活用した次世代サービスロボットの事業化に向けた実証業務＞  |
| 納入場所      | 公益財団法人京都産業21<br>京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内  |
| 納入期限      | 令和5年1月31日（火）   |
| 仕様書       | 別紙のとおり   |
| 見積書提出期間   | 令和4年8月29日（月）～令和4年9月6日（火）<br>9時00分から17時00分まで<br>◆別添 <u>受託資格要件確認書</u> も同時提出すること  |
| 見積書提出方法   | 郵送又は持参により下記まで提出してください。（提出期間内必着）  |
| 見積書提出場所   | 公益財団法人京都産業21<br>事業成長支援部 企業支援グループ<br>〒600-8813<br>京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内   |
| 見積合わせ参加資格 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 京都府内に本店又は支店等の事業所を有すること</li> <li>② ロボット開発企業との連携を図り、将来的にヒューマンインタラクティブなサービスロボットの本格導入や実用化を検討していること</li> <li>③ カフェやレストラン等の飲食店舗を実証フィールドとして提供できること</li> <li>④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程により、京都府その他自治体から入札参加資格を取り消されていないこと。</li> <li>⑤ 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。</li> <li>⑥ 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人でないこと。</li> <li>⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。</li> </ul> |
| 質問等受付期限   | 令和4年9月1日（木） 17時00分まで<br>下記まで、電話又はファックスでお願いします。   |
| 担当        | 公益財団法人京都産業21<br>事業成長支援部 企業支援グループ（担当：山岡、新田）<br>TEL：075-315-9425 FAX：075-315-8926<br>メール： <a href="mailto:sangaku@ki21.jp">sangaku@ki21.jp</a>   |

## 委託業務仕様書

- 1 委託業務の名称  
人間拡張技術等を活用した次世代サービスロボットの事業化に向けた実証業務
- 2 委託業務の目的  
社会経済情勢の著しい変化に柔軟に対応するため、今後の府内経済の活性化にも不可欠なロボットやAI等の最先端技術の開発を重点的に支援し、人間拡張技術の社会実装等を想定した実証実験等を通じて、ロボットの新たな付加価値創出や新事業創出を図る。
- 3 契約期間  
契約締結日から令和5年1月31日(火)まで
- 4 受託者の資格
  - (1) 京都府内に本店又は支店等の事業所を有すること
  - (2) ロボット開発企業との連携を図り、将来的にヒューマンインタラクティブなサービスロボットの本格導入や実用化を検討していること
  - (3) カフェやレストラン等の飲食店舗を実証フィールドとして提供できること
  - (4) 見積書提出時において、京都府より指名停止を受けていないこと
  - (5) 見積書提出時において、都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- 5 委託業務の内容  
「2 委託業務の目的」に沿った、以下の企画・運営業務一式
  - (1) 飲食店舗等の実証フィールドの提供
  - (2) 実証ロボットの確保
  - (3) 実証内容の企画
  - (4) 実証環境の整備、必要な人員配置
  - (5) 実証結果の検証及び課題整理
- 6 企画に関する注意点
  - (1) 実証期間・場所
    - ・令和5年1月31日(火)までの期間中に数日間～数ヶ月間
    - ・実証場所は京都府内に限る
  - (2) 実証のねらい  
憩いや交流の場となるカフェ・レストラン等の飲食店において、来店客に対し、人らしい振る舞いで人と相互し合うヒューマンインタラクティブなサービスロボットを試験的に導入し、実証を通じて得られた結果をもとに、導入効果や有効性等及び社会実装に係る課題等を検証すると共に本実証や先進的な取り組みを広くPRする。
  - (3) 実証に用いるロボット  
配膳・清掃ロボットといった人の作業を補助、または代替するロボットだけでなく、人工知能や人間拡張技術を活用した案内ロボットやコミュニケーションロボット、アバターロボット等、会話や感情の交流を図るロボット

<参考例>

  - (7) 配膳までの間、会話等で憩いの場を創出する卓上型コミュニケーションロボット
  - (4) 遠隔操作技術等により店舗従事者の働き方や交流の場を拡張する分身ロボット

## 委託業務仕様書

### (4) 実証環境の構築

実社会を想定した環境及び実証に必要な機材等について準備すること。

実証参加者が安全に実証実験を行うことができるように、安全基準の遵守、保安員・救護者の確保等、予め必要な措置を講ずること。

### 7 新型コロナウイルス感染症対策

「新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」に準じた適切な感染症防止対策を行うこと

### 8 業務完了報告書等の提出

業務完了後は、令和5年1月31日(火)までに、以下の成果物を添えて、業務完了報告書を紙媒体及び電子データにて提出すること。

(1) 導入効果や有効性等及び社会実装に係る課題等の報告書

(2) 記録写真

### 9 その他

契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委託者と協議して決定するものとする。